# はじめに（必ずお読みください）

・本図は平成21年3月作成の都市計画図（1:10,000）をスキャナーで取り込んで作成したものです。

・本図はあくまで概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するものではありません。

・本図に関する著作権は渋谷区、東京都に帰属します。いかなる形式においても著作権者に無断で本図の全部または一部を複製し、利用することを禁じます。

・本図の地図情報の完全なる正確性及び全ての利用者のコンピューター上で正常に動作することを保証いたしません。また、これにより損害が生じた場合においても一切その責任は負いません。

・本図の利用によって生じた損害等について渋谷区は一切の責任を負いません。

## 【利用方法】

・「しおり」の町名をクリックしてください。該当するエリアにジャンプします。また、凡例をクリックすると凡例が表示されます。

**※　都市計画図（1:10,000）を渋谷区役所3階の区政資料コーナーで販売しています。（1部300円）**

※　この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図（道路網図）を使用して作成したものです。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものです。無断複製・転用を禁じます。（承認番号）20 都市基交第 607 号・20 都市基街測第 113 号、平成 21 年 2 月 18 日

## 【お問い合わせ先】

都市計画課都市計画係
電話 03-3463-2619（直通）　FAX 03-5458-4915

# 渋谷区都市計画図・日影規制図

平成20年 12月1日施行

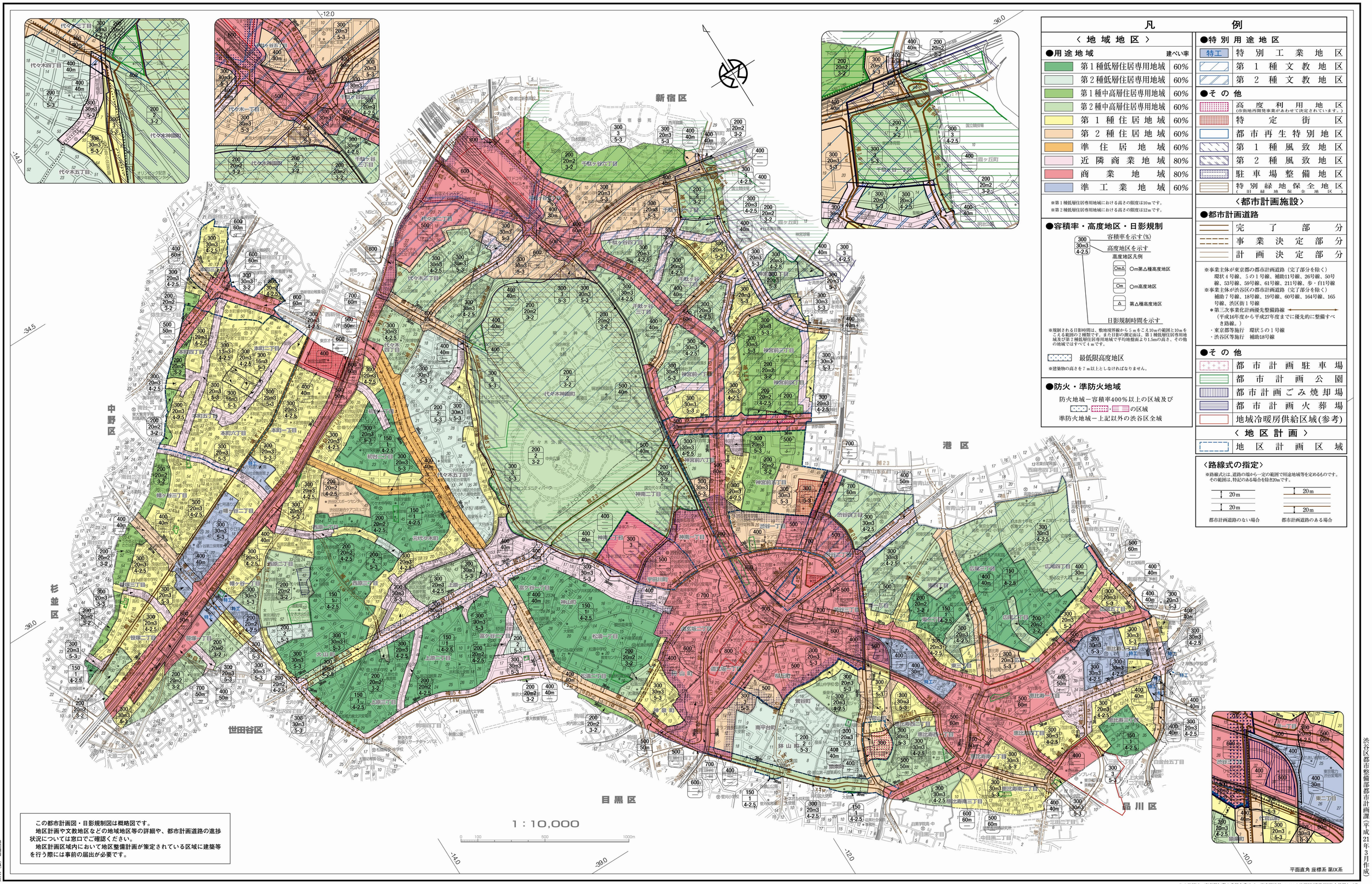


この都市計画図・日影規制図は概略図です。
地区計画や文教地区などの地域地区等の詳細や、都市計画道路の進捗状況については窓口でご確認ください。
地区計画区域内において地区整備計画が策定されている区域に建築等を行う際には事前の届出が必要です。

渋谷区都市整備部都市計画課（平成21年3月作成）

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものであ る。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）「20都市基交第6079号」・「20都市基街第113号、平成21年2月18日」

地図調製 （株）ハ文社